

「恐竜・化石大陸ほっかいどう」ロゴマーク使用マニュアル

令和3年(2021年)7月14日施行
北海道総合政策部地域創生局地域政策課

本ロゴマークは、北海道内の恐竜・化石を広くPRし、恐竜・化石を活用した地域活性化の取組推進を図るためのものであり、使用にあたっては次の事項に基づき取り扱い願います。

第1 本ロゴマーク等を使用する場合は、事前に「使用届出書」(第1号様式)を提出してください。なお、届け出に際しては、下記の書類を添付してください。

(1) 使用デザイン案

(2) 会社概要など事業内容や活動内容が分かる資料

※ 届出内容を変更する場合も、その都度、使用届出書に使用デザイン案を添えて提出してください。

※ 北海道恐竜・化石ネットワーク研究会の構成員については、届出を要しません。

第2 本ロゴマークは、道による使用許諾を行われたい限り、営利を目的とする商品等にはご使用いただけません。

第3 本ロゴマークは、道や北海道恐竜・化石ネットワーク研究会の推奨品であることを示すマークではありません。

第4 本ロゴマークの使用にあたっては、次の事項を遵守してください。

(1) 定められた規格からデザインを選択するものとし、その一部のみの使用、他の図形や文字と組み合わせて使用することはできません。

(2) ロゴマークの形状、配列、間隔や色調などは加工しないでください。

(3) アイソレーションエリアは任意とします。

(4) フルカラーロゴを基本とし、必要に応じてモノクロロゴも使用可能とします。

(5) 大きさは任意としますが、縦横比は変更しないで下さい。

(6) このロゴマークは、北海道の恐竜・化石を活用した地域活性化に関する取組以外での使用は禁止とします。

(7) 商品等に使用する場合は、ロゴマークが商品名として消費者に誤認されないようにしてください。

(8) 北海道の恐竜・化石のイメージアップが図られるよう、内容や品質等の向上

につとめてください。

第5 次の場合は、ロゴマークを使用することはできません。

- (1) 北海道及び北海道恐竜・化石ネットワーク研究会の信用又は品位を害すると認められる場合
- (2) 消費者の利益を害すると認められる場合
- (3) 特定の政治活動（選挙運動を含む）や宗教活動に関すると認められる場合
- (4) 法令や公序良俗に反すると認められる場合
- (5) ロゴマークの基本デザインに適合していないと認められる場合
- (6) 前各号のほか、北海道が適当でないとした場合

第6 ロゴマークを印刷物等に使用する場合は、コピーとして「私たちは北海道の恐竜・化石を応援しています」を併記するように努めてください。

第7 ロゴマークの基本デザイン及びその趣旨については「「恐竜・化石大陸ほっかいどう」ロゴマークガイドライン」のとおりです。

<書類の提出先、問い合わせ先>

北海道総合政策部地域創生局地域政策課
〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目
TEL 011-231-4111 FAX 011-232-1053
E-Mail sogo.chisei1@pref.hokkaido.lg.jp